

令和3年度 佐山小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

希望をもち 未来にたくましく生きぬく 心豊かな『佐山っ子』の育成
『さ』さわやかに かしこい子 『や』やりとげる つよい子 『ま』まごころをもつ やさしい子

【保護者・地域との連携】

- PTA
- 学校運営協議会
- 地域協育ネット
- 青少年健全育成協議会
- 民生委員・児童委員

⇔
連
携

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主任、
教育相談担当、養護教諭
担任、SC等

⇔
連
携

【教育委員会】

児童生徒安全支援室

【関係機関】

- 警察
- 児童相談所
- こども家庭課
- 要保護児童対策地域協議会
- 子どもと親のサポートセンター

【いじめの未然防止】

学校はいじめの『未然防止』に向けて、児童生徒が互いに心を通じ合わせることができるよう、コミュニケーション能力の育成に努め、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

★失敗を恐れず挑戦する子どもの育成（相手の気持ちに気づき、自分から働く子どもの育成）（本年度の重点取組事項）

★にこにこあいさつ（あいさつによる人間関係作り）（本年度の重点取り組み事項）

- 生徒指導・教育相談の充実・強化
- 家庭・地域社会との連携
- 校種間連携の充実
- 道徳教育の充実
- コロナ禍における差別や偏見の解消

【いじめの兆候を見逃さない】

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ②生活アンケート（週1回）等のアンケートや授業評価等で児童生徒理解を図る。
- ③日記・生活ノート等での人間関係づくりに努める。
- ④児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察する。
- ⑤不登校傾向児童生徒早期対応カードを利用し、情報の共有を図る。

【いじめに対する早期対応】

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ① 第一通報者から事実確認
通報者の思いの共感的理解と事実確認
- ② 「いじめ速報カード」「いじめ続報カード」による報告（報告・連絡・相談＋記録・確認）
- ③ 「いじめ対策委員会」の開催 → **教育委員会に報告**
情報集約、情報の共有
児童・保護者への対応（被害児童・加害児童・観衆・傍観者等）
状況に応じて、関係機関等と連携を図る
- ④ 当事者・周囲からの聴取（調査）
被害児童、加害児童、及び周囲の児童から聴取
- ⑤ 職員会議の開催（状況に応じて）
全教職員への周知と共通理解
今後の対応策の検討と役割分担
- ⑥ 児童、保護者への対応
被害児童への指導・支援
共感的理解、教育相談担当、養護教諭等による心のケア
家庭訪問
緊急避難（相談室、欠席）
加害児童への指導・支援
謝罪について
教育相談担当、養護教諭等による心のケア
学級（周りの児童生徒）への指導
関係機関等との連携

【重大事態への対応】

重大事態と判断したときは、事実確認を行いすばやく市教育委員会に報告する。
事実としっかりと向き合い、当該児童をいじめから守り通すことを学校全体確認する。

【いじめの防止等に向けた家庭（保護者）との連携】

- ①親子の会話やふれあいの時間づくり
- ②子どもがいじめにあったときの対応
- ③いじめのサインやいじめの疑いを感じたときの対応
- ④ネットいじめの加害者や被害者にならないためのネット環境への対応
- ⑤情報モラルについての低学年からの家庭教育とルールづくり

4月	学校いじめ防止基本方針の確認 PTA総会での説明	○週1回アンケートの実施（子どもが振り返りが できるような様式） ○長期休みあけアンケート ○職員連絡会での児童理解（毎週） ○年3回(学期末)児童理解の会 ○年3回民生委員・児童委員情報交換会 ○年2回教育相談週間の実施 ○生徒指導部会・教育相談部会(適宜) ○学校評価アンケートの活用
5月	学校ホームページ掲載	
6月	SOS の出し方 教育相談 学校保健 安全委員会（情報モラルについて）	
7月	学校評価アンケート	
8月	校内研修会 いじめ対策委員会	
9月	長期休みあけアンケート	
10月	いじめ防止・根絶強調月間 人権教育参観日 教育相談	
11月	月頭朝会	
12月	人権週間 学校評価アンケート	
1月	長期休みあけアンケート	
2月	教育相談	
3月	いじめ対策委員会	

★この基本方針の「いじめ」については、いじりと言われる行為も含むものとする。